

平成27年1月から

高額療養費制度が見直されます！

高額療養費制度とは？

健康保険には、医療費が高額になって、自己負担が上限を超えたとき、払い戻しを受けられる制度があります。これが「高額療養費制度」です。つまり、医療費がどんなに高額になっても、1ヶ月当たりの自己負担額は、決められた額を超えない仕組みになっています！

改正のポイントは？

現在、1ヶ月当たりの上限額は所得によって3区分に分かれていますが、見直し後は、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求めるという観点から**所得区分を3区分から5区分にし、きめ細かい自己負担限度額が設定されます（70歳未満）。**

現行

区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額53万円以上	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
低所得者（住民税非課税者）	35,400円	24,600円

見直し後

ア
イ
ウ
エ
オ

区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者（住民税非課税者）	35,400円	24,600円

※多数該当…高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3ヶ月以上あったとき、4ヶ月目から自己負担限度額が引き下げられます。

※食事代や、差額ベット代など保険適用とならないものは対象外です。

※通院と入院は別々の扱いとなります。

窓口負担はどうか？

※但し当健康保険組合には付加給付制度がありますので、いづれの区分でも最終的には20,000円までの負担で済みます。

ア・イに該当する方→**増える**
ウ・オに該当する方→**増減なし**
エに該当する方→**減る**

医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の申請を！

医療費が高額になったとき、払い戻しが受けられる「高額療養費制度」ですが、上限額を超えた分が払い戻されるまでには時間がかかります。そんなときに便利なのが「**限度額適用認定証**」。入院前や通院で抗がん剤治療を受けるときなど、医療費が高額になりそうなときには、ぜひ、ご利用ください。

※申請書受付月より前の月の分は適用されません。通常通り、後日払い戻しとなります。

※限度額適用認定証申請方法※

申請書を記入してひかり健康保険組合へ提出

ひかり健康保険組合HP「<http://www.hikarikenpo.or.jp/>」→「申請書一覧」→「D-1.健康保険限度額適用申請書」